

福井県報

号外第 65 号
令和 7 年
8 月 8 日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

公 告

- 福井県立体育施設（馬術競技場）の指定管理者の募集について（スポーツ課）…… 1
- 福井県立体育施設（ライフル射撃場）の指定管理者の募集について（同）……… 2
- 福井県立体育施設（アーチェリーセンター・クライミングセンター）の指定管理者の募集について（同）……… 3
- 福井県立体育施設（クレ射撃場）の指定管理者の募集について（同）……… 3
- 福井県ふるさと海浜公園の指定管理者の募集について（自然環境課）……… 4
- 福井県越前三国オートキャンプ場の指定管理者の募集について（同）……… 5
- 福井県立すこやかシルバー病院の指定管理者の募集について（長寿福祉課）……… 5
- 福井県産業情報センターの指定管理者の募集について（経営改革課）……… 6
- 福井県中小企業産業大学校の指定管理者の募集について（労働政策課）……… 7
- 小浜漁港指定管理施設の指定管理者の募集について（水産課）……… 8
- 福井駅西口地下駐車場の指定管理者の募集について（道路保全課）……… 8
- 和田港若狭和田マリーナの指定管理者の募集について（港湾空港課）……… 9
- 福井県営住宅の指定管理者の募集について（建築住宅課）……… 10

公 告

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（昭和48年3月26日福井県条例第6号）第6条第1項の規定に基づき、福井県立馬術競技場（以下「馬術競技場」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 施設名
福井県立馬術競技場
- (2) 所在地
福井県福井市海老助町8-1

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) 馬術競技場の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- (2) 馬術競技場の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- (3) 馬術競技場の維持管理に関する業務
- (4) 馬術についての指導および助言に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、馬術競技場の管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

- (1) 提出期間
令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所
福井市大手3丁目17-1
福井県交流文化部文化・スポーツ局
スポーツ課

(3) 提出部数

正本1部および副本1部

5 その他

- (1) 募集要項等の交付
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県交流文化部文化・スポーツ局 スポーツ課 地域スポーツグループ 電話番号 0776-20-0746 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（昭和48年3月26日福井県条例第6号）第6条第1項の規定に基づき、福井県立ライフル射撃場（以下「ライフル射撃場」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。 令和7年8月8日 福井県知事 杉本 達治 1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 福井県立ライフル射撃場 (2) 所在地 福井県福井市杉谷町49-40-3 2 指定管理者の業務の範囲 (1) ライフル射撃場の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) ライフル射撃場の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) ライフル射撃場の維持管理に関する業務	(4) ライフル射撃術についての指導および助言に関する業務 (5) 前4号に掲げるもののほか、ライフル射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1 福井県交流文化部文化・スポーツ局 スポーツ課 (3) 提出部数 正本1部および副本1部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課 地域スポーツグループ
---	--

電話番号 0776-20-0746

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（昭和48年3月26日福井県条例第6号）第6条第1項の規定に基づき、福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンター（以下「アーチェリークライミングセンター」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井県立アーチェリーセンター、福井県立クライミングセンター

(2) 所在地

福井県福井市合谷町1字5

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) アーチェリークライミングセンターの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- (2) アーチェリークライミングセンターの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- (3) アーチェリークライミングセンターの維持管理に関する業務
- (4) アーチェリーおよびクライミングについての指導および助言に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、アーチェリークライミングセンターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課

(3) 提出部数

正本1部および副本1部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。

なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部文化・スポーツ局

スポーツ課 地域スポーツグループ

電話番号 0776-20-0746

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（昭和48年3月26日福井県条例第6号）第6条第1項の規定に基づき、福井県立クレ射撃場（以下「クレ射撃場」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井県立クレ射撃場

(2) 所在地

福井県勝山市野向町牛ケ谷107-3

2 指定管理者の業務の範囲

(1) クレ射撃場の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) クレ射撃場の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) クレー射撃場の維持管理に関する業務 (4) クレー射撃術についての指導および助言に関する業務 (5) 前4号に掲げるもののほか、クレー射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1 福井県交流文化部文化・スポーツ局 スポーツ課 (3) 提出部数 正本1部および副本1部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県交流文化部文化・スポーツ局スポーツ課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	福井県交流文化部文化・スポーツ局 スポーツ課 地域スポーツグループ 電話番号 0776-20-0746 福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例（平成5年福井県条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、福井県ふるさと海浜公園の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。 令和7年8月8日 福井県知事 杉本 達治 1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 福井県ふるさと海浜公園 (2) 所在地 福井県大飯郡おおい町大島 2 指定管理者の業務の範囲 (1) 福井県ふるさと海浜公園の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 福井県ふるさと海浜公園の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 福井県ふるさと海浜公園の維持管理に関する業務 (4) オートキャンプ場その他の野外レクリエーション活動に関する情報の提供 (5) 福井県ふるさと海浜公園の管理に関し知事が必要と認める業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 令和7年8月8日（金）から同10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県エネルギー環境部自然環境課 (3) 提出部数 正本1部および電子データ 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。
---	--

ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県自然環境課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県エネルギー環境部自然環境課自然公園管理グループ 電話 0776-20-0305 福井県越前三国オートキャンプ場の設置および管理に関する条例（平成9年福井県条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、福井県越前三国オートキャンプ場の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。 令和7年8月8日 福井県知事 杉本 達治 1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 福井県越前三国オートキャンプ場 (2) 所在地 福井県坂井市三国町崎、安島 2 指定管理者の業務の範囲 (1) 福井県越前三国オートキャンプ場の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 福井県越前三国オートキャンプ場の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 福井県越前三国オートキャンプ場の維持管理に関する業務 (4) オートキャンプ場その他の野外レクリエーション活動に関する情報の提供	(5) 福井県越前三国オートキャンプ場の管理に関し知事が必要と認める業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 令和7年8月8日（金）から同10月6日（金）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県エネルギー環境部自然環境課 (3) 提出部数 正本1部および電子データ 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県自然環境課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県エネルギー環境部自然環境課自然公園管理グループ 電話 0776-20-0305 福井県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年福井県条例第48号）第3条第1項
--	--

の規定に基づき、福井県立すこやかシルバー病院の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井県立すこやかシルバー病院

(2) 所在地

福井県福井市島寺町93-6

2 指定管理者の業務の範囲

(1) すこやかシルバー病院における診療に関する業務

(2) すこやかシルバー病院の維持管理に関する業務

(3) 次に掲げる事業の企画および実施に関する業務

ア 認知症の高齢者の介護に関する教育および研修に関する事業

イ 認知症およびその予防に関する知識の普及および啓発に関する事業

ウ 認知症の高齢者に関する相談および指導に関する事業

(4) すこやかシルバー病院の管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課

(3) 提出部数

正本1部および副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。

なお、福井県長寿福祉課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課高齢者支援グループ

電話 0776-20-0331

福井県産業情報センターの設置および管理に関する条例（平成6年福井県条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、福井県産業情報センターの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井県産業情報センター

(2) 所在地

福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 福井県産業情報センターの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) 福井県産業情報センターの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 福井県産業情報センターの維持管理に関する業務

(4) 企業の情報化に関する研修

(5) その他、福井県産業情報センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日の午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部経営改革課 (3) 提出部数 正本1部 副本7部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 福井県産業労働部経営改革課 イ 交付期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日の午前9時から午後5時まで 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県経営改革課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 福井県産業労働部経営改革課 イ 閲覧期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）までの平日の午前9時から午後5時まで (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部経営改革課産業DXグループ 電話 0776-20-0537 福井県中小企業産業大学校の設置および管理に関する条例（昭和61年福井県条例第5号）第4条第1項の規定に基づき、福井県中小企業産業大学校の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。 令和7年8月8日 福井県知事 杉本 達治	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 福井県中小企業産業大学校 (2) 所在地 福井県福井市下六条町16-15 2 指定管理者の業務の範囲 (1) 福井県中小企業産業大学校の施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 福井県中小企業産業大学校の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 福井県中小企業産業大学校の維持管理に関する業務 (4) 中小企業の経営者および従業員の経営管理または技術に関する研修等（以下「研修等」という。） (5) 研修等に関する指導および助言 (6) 前各号に掲げるもののほか、福井県中小企業産業大学校の管理に関し知事が必要と認める業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部労働政策課 (3) 提出部数 正本1部および副本8部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県産業労働部労働政策課ホームページからもダウンロードすることがで
---	---

きる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部労働政策課産業人材室 電話 0776-20-0390 福井県漁港管理条例（昭和41年福井県条例第40号）第21条第1項の規定に基づき、小浜漁港指定管理施設の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。 令和7年8月8日 福井県知事 杉本 達治 1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 小浜漁港指定管理施設 (2) 所在地 福井県小浜市小浜塩竈～甲ヶ崎 2 指定管理者の業務の範囲 (1) 指定管理施設の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務 (2) 指定管理施設の利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 指定管理施設の維持管理に関する業務 (4) 指定管理施設の適正な利用促進に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理に関し知事が必要と認める業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間	令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県農林水産部水産課 (3) 提出部数 正本1部、副本1部 メールでも提出可能 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県農林水産部水産課 福井県小浜市遠敷1丁目101 福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県水産課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 5(1)アと同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県農林水産部水産課漁港漁村グループ 電話 0776-20-0440 福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第9条第1項の規定に基づき、福井駅西口地下駐車場の管理を指定管理者に行わせるため
--	---

、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名
福井駅西口地下駐車場

(2) 所在地
福井県福井市大手2丁目

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 福井駅西口地下駐車場の自動車を入場させ、および出場させようとする者の誘導および案内に関する業務

(2) 福井駅西口地下駐車場の維持管理に関する業務

(3) その他福井駅西口地下駐車場の管理運営に必要な業務

3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間
令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所
福井市大手3丁目17-1
福井県土木部道路保全課

(3) 提出部数
正本1部 副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付
募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所
4(2)と同様とする。

イ 交付期間
4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。
なお、福井県道路保全課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所
4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間
4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用
申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先
〒910-8580
福井市大手3丁目17-1
福井県土木部道路保全課道路管理グループ
電話 0776-20-0477

福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第12条第1項の規定に基づき、和田港若狭和田マリーナの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月8日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名
和田港若狭和田マリーナ

(2) 所在地
福井県大飯郡高浜町和田167-4

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 和田港若狭和田マリーナの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) 和田港若狭和田マリーナの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 和田港若狭和田マリーナの維持管理に関する業務

(4) 和田港若狭和田マリーナの利用の促進に関する業務

(5) 利用に関する情報の提供および施設の技術的助言に関する業務

3 指定する期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間
令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1 福井県土木部港湾空港課 (3) 提出部数 正本1部および副本1部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県港湾空港課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所 4(2)と同様とする。 イ 閲覧期間 4(1)と同様とする。 (3) 申請の費用 申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。 (4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。 (5) 問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県土木部港湾空港課管理グループ 電話 0776-20-0488	<table border="1"> <tr><td>県営住宅社団地およびその共同施設</td><td>福井市運動公園2丁目</td></tr> <tr><td>県営住宅上野団地およびその共同施設</td><td>福井市上野本町新</td></tr> <tr><td>県営住宅杉の木台団地およびその共同施設</td><td>福井市三十八社町</td></tr> <tr><td>県営住宅大安寺団地およびその共同施設</td><td>福井市南檜原町</td></tr> <tr><td>県営住宅下荒井団地およびその共同施設</td><td>福井市下荒井町</td></tr> <tr><td>県営住宅清水グリーンハイツおよびその共同施設</td><td>福井市グリーンハイツ2丁目</td></tr> <tr><td>県営住宅御幸タウンおよびその共同施設</td><td>鯖江市御幸町3丁目</td></tr> <tr><td>県営住宅北日野団地およびその共同施設</td><td>越前市矢放町</td></tr> <tr><td>県営住宅霞ヶ丘団地およびその共同施設</td><td>坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目</td></tr> </table> 2 指定管理者の業務の範囲 (1) 入居者の公募ならびに入居および退去の手続に関する業務 (2) 入居者に対する指導および連絡に関する業務 (3) 家賃および駐車場の使用料の収納に関する業務 (4) 県営住宅および共同施設の維持管理に関する業務 3 指定する期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間 4 申請書類の提出 (1) 提出期間 令和7年8月8日（金）から令和7年10月6日（月）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの平日の午前9時から午後5時まで (2) 提出場所 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県土木部建築住宅課 (3) 提出部数 正本1部および副本10部 5 その他 (1) 募集要項等の交付 募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。 ア 交付場所 4(2)と同様とする。 イ 交付期間 4(1)と同様とする。 郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所宛て送付すること。 なお、福井県建築住宅課ホームページからもダウンロードすることができる。 (2) 関係資料の閲覧 ア 閲覧場所	県営住宅社団地およびその共同施設	福井市運動公園2丁目	県営住宅上野団地およびその共同施設	福井市上野本町新	県営住宅杉の木台団地およびその共同施設	福井市三十八社町	県営住宅大安寺団地およびその共同施設	福井市南檜原町	県営住宅下荒井団地およびその共同施設	福井市下荒井町	県営住宅清水グリーンハイツおよびその共同施設	福井市グリーンハイツ2丁目	県営住宅御幸タウンおよびその共同施設	鯖江市御幸町3丁目	県営住宅北日野団地およびその共同施設	越前市矢放町	県営住宅霞ヶ丘団地およびその共同施設	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目
県営住宅社団地およびその共同施設	福井市運動公園2丁目																		
県営住宅上野団地およびその共同施設	福井市上野本町新																		
県営住宅杉の木台団地およびその共同施設	福井市三十八社町																		
県営住宅大安寺団地およびその共同施設	福井市南檜原町																		
県営住宅下荒井団地およびその共同施設	福井市下荒井町																		
県営住宅清水グリーンハイツおよびその共同施設	福井市グリーンハイツ2丁目																		
県営住宅御幸タウンおよびその共同施設	鯖江市御幸町3丁目																		
県営住宅北日野団地およびその共同施設	越前市矢放町																		
県営住宅霞ヶ丘団地およびその共同施設	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目																		
福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第45条第1項の規定に基づき、福井県営住宅および共同施設の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。 令和7年8月8日 福井県知事 杉本 達治 1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 施設名 福井県営住宅および共同施設 (2) 所在地 <table border="1"> <tr> <td>県営住宅町屋団地およびその共同施設</td> <td>福井市松本1丁目</td> </tr> </table>	県営住宅町屋団地およびその共同施設	福井市松本1丁目																	
県営住宅町屋団地およびその共同施設	福井市松本1丁目																		

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部建築住宅課公営住宅グループ

電話 0776-20-0507

